

# 選挙区・定数等に係る検討結果

令和4年〇月〇日  
議会運営委員会  
選挙区・定数等小委員会

## (選挙区・定数等に係る検討の経緯)

- ・ 京都府議会では、令和5年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、令和4年7月26日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- ・ 小委員会において取りまとめた結果は、以下に記載のとおりである。

## 1 「選挙区・定数等の現状」の点検と課題

### (1) 点検の実施方法

- ・ 選挙区・定数等の現状について令和2年国勢調査人口を基準とし、点検を実施した。

### (2) 点検に当たっての主な視点

- ・ 議員の総定数について（現行60人）
- ・ 選挙区の区割りについて（現行25選挙区）
- ・ 選挙区ごとの議員の定数について
- ・ 「一票の較差」について（現状、最大1.90倍）
- ・ 「逆転選挙区」について（現状、3通り）

## 2 検討の結果

各会派間で検討した結果について、次のとおり取りまとめる。

### (1) 基本的な考え方

#### ① 府議会の役割

府議会は、この間の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対し、随時、臨時会を開催し、府内各地域における府民の意見の把握に努め、関係補正予算等について審議するなど、二元代表制の一翼として、その役割を果たしてきた。

選挙区・議員定数は、府議会がこのような役割を十分に担えるように定める必要がある。

#### ② 人口比例と地域間の均衡

選挙区・議員定数は、人口比例を原則としながら、府民の幅広い意見をくみ上げることができるよう、地域間の均衡を考慮する必要がある。

#### ③ 府民の理解

選挙区・議員定数は、府民から十分に理解が得られる内容とする必要がある。

### (2) 検討内容

#### ① 議員の総定数について

○ 現在の府議会の総定数（60人）は、旧地方自治法で定められていた上限数（68人）と比べて少ない水準に抑えられており、コロナ禍や物価高等が府民の生活を圧迫し、行政需要も高まる中では、幅広い府民のニーズを府政に十分に反映するための総定数として、増員も含めた検討が考えられる。

○ しかしながら、府の国勢調査人口が減少し、また、他の都道府県において総定数を維持又は削減していることからすれば、総定数については現行の定数を維持すべきである。

#### ② 「一票の較差」について

○ 一票の較差は縮小することが望ましいが、一方で府内における地域間の均衡も考慮する必要がある。

○ 令和2年国勢調査人口による較差は、京都府においては最大で1.90倍に留まっており、他の都道府県の状況や、最高裁判所の判例を考慮すると、直ちに是正が必要な顕著な較差があるとはいえない。

### ③ 「逆転選挙区」について

- 逆転選挙区については、人口比例の原則から解消していくことが望ましい。
- 一方で、総定数を維持したまま逆転選挙区を解消する場合、一部の選挙区において定数の削減が必要となるが、そうした選挙区においては、人口動態や行政需要などについて考慮すべき事情があり、直ちに定数を見直せる状況にはない。

### (3) まとめ

- 以上の検討内容から、令和5年度の一般選挙の取扱いについては、議員の総定数、選挙区の区割り及び選挙区ごとの議員の定数のいずれも現状維持とすべきである。
- 一票の較差の縮小や逆転選挙区の解消については、今後も検討が必要な課題として認識し、人口動態について注視していく。